平成26年11月13日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 平成26年(ネ)第1143号 損害賠償請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成23年(ワ)第2796号) 口頭弁論終結日 平成26年8月21日

判

東京都・・・・

控訴人·被控訴人 後 藤 徹

(以下「控訴人」という。)

同訴訟代理人弁護士 福 本 修 也 (のぶや)

埼玉県・・・・

被控訴人・控訴人 後 藤 <兄>

(以下「被控訴人<兄>」という。)

同所

被控訴人・控訴人 後 藤 <兄嫁>

(以下「被控訴人<兄嫁>」という。)

東京都・・・・

被控訴人・控訴人 <A(姓)> <妹>

(以下「被控訴人<妹>」という。)

士

上記3名訴訟代理人弁護士 山 口 貴

京 荻 上 守 生

東京都・・・・

被控訴人・控訴人 宮 村 峻

(以下「被控訴人宮村」という。)

同訴訟代理人弁護士 山 口 広

同 木 村 壮

新潟市・・・・

被 控 訴 人 松 永 堡 智

(以下「被控訴人松永」という。)

同訴訟代理人弁護士 中 村 周 而

同 東 麗 子

東京都・・・・

被 控 訴 人

ゼ·エバンゼリカル·アライアンス・ミッション(日本同盟基督教団) (以下「被控訴人法人」という。) 同代表者代表役員 中 谷 美 津 雄同訴訟代理人弁護士 青 木 榮 一

主

- 1 控訴人の本件控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。
- (1) 被控訴人<兄>,被控訴人<兄嫁>,被控訴人<妹>,被控訴人宮村及び被控訴人松 永は連帯して,控訴人に対し,440万円及びこれに対する平成20年2月10日か ら支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 被控訴人 < 兄 > , 被控訴人 < 兄嫁 > , 被控訴人 < 妹 > 及び被控訴人宮村は連帯して, 控訴人に対し, 更に 6 6 0 万円及びこれに対する平成 2 0 年 2 月 1 0 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (3) 被控訴人<兄>,被控訴人<兄嫁>及び被控訴人<妹>は連帯して,控訴人に対し, 更に1100万円及びこれに対する平成20年2月10日から支払済みまで年5分の 割合による金員を支払え。
- (4) 控訴人の被控訴人法人に対する請求並びに被控訴人<兄>,被控訴人<兄嫁>,被控訴人<妹>,被控訴人宮村及び被控訴人松永に対するその余の請求をいずれも棄却する。
- 2 被控訴人<兄>,被控訴人<兄嫁>,被控訴人<妹>及び被控訴人宮村の本件各控訴 をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、第一、二審を通じ、控訴人と被控訴人<兄>、被控訴人<兄嫁>及び被控訴人<妹>との間に生じた部分はこれを2分し、その1を被控訴人<兄>、被控訴人 <兄嫁>及び被控訴人<妹>の、その余を控訴人の各負担とし、控訴人と被控訴人宮村との間に生じた部分はこれを4分し、その1を被控訴人宮村の、その余を控訴人の各負担とし、控訴人と被控訴人松永との間に生じた部分はこれを10分し、その1を被控訴人松永の、その余を控訴人の各負担とし、控訴人と被控訴人法人との間に生じた部分は控訴人の負担とする。
- 4 この判決は、第1項(1)ないし(3)に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人(以下,被控訴人<兄>,被控訴人<兄嫁>及び被控訴人<妹>を併せて「被控訴人<兄>ら」といい,被控訴人<兄>らと被控訴人宮村,被控訴人松永及び被控訴人法人を併せて「被控訴人ら」という。)

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して2億0161万8527円及びこれに対する平成20年2月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 主文第2項と同旨
- (4) 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人らの負担とする。
- (5) 仮執行宣言
- 2 被控訴人<兄>ら
 - (1) 原判決中被控訴人 < 兄 > ら敗訴部分をいずれも取り消す。
 - (2) 上記取消部分につき、控訴人の請求をいずれも棄却する。
 - (3) 控訴人の本件控訴をいずれも棄却する。
 - (4) 訴訟費用は、第一、二審とも控訴人の負担とする。
- 3 被控訴人宮村
 - (1) 原判決中被控訴人宮村敗訴部分を取り消す。
 - (2) 上記取消部分につき、控訴人の請求を棄却する。
 - (3) 控訴人の本件控訴を棄却する。
 - (4) 訴訟費用は、第一、二審とも控訴人の負担とする。
- 4 被控訴人松永及び被控訴人法人 控訴人の本件控訴をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

1 本件は、世界基督教統一神霊協会(通称「統一教会」、以下「統一教会」という。)の信者である控訴人(昭和38年11月2日生)が、実兄の被控訴人<兄>、同人の妻の被控訴人<兄嫁>及び実妹の被控訴人<妹>と、被控訴人法人傘下の新津福音キリスト教会(以下「新津教会」という。)の牧師である被控訴人松永及び統一教会の信者の脱会を組織的に進めている被控訴人宮村との共謀によって拉致され、平成7年9月11日から平成20年2月10日までの間、新潟のパレスマンション多門や荻窪フラワーホーム等に監禁され、棄教を強要され、全身筋力低下、廃用性筋萎縮等の傷害を負わされたなどと主張して、被控訴人らに対し、民法709条及び715条1項の不法行為による損害賠償請求権に基づき、連帯して合計2億0161万8527円及びこれに対する不法行為の終了日である平成20年2月10日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めている事案である。

原審は、①被控訴人<兄>らにつき、同人らが平成9年12月頃から平成20年2月10日までの間、統一教会から脱会させるために控訴人の心身を不当に拘束していたものと認め、治療費33万9110円、慰謝料400万円及び弁護士費用50万円の合計483万9110円の損害賠償を命じ、②被控訴人宮村につき、平成10年1月頃から同年9月頃までの間、控訴人に対し統一教会からの脱会を強要していたものと認め、上記

損害の2割に相当する96万7822円につき控訴人<兄>らと連帯して賠償するよう命じ、③被控訴人松永及び被控訴人法人については、法的責任を認めなかった。

これに対し控訴人と,被控訴人<兄>ら及び被控訴人宮村が,それぞれ自己の敗訴部分を不服として本件各控訴を申し立てているものである。

2 前提となる事実,争点及び当事者の主張は,原判決を次のとおり補正するほか,原判 決の「事実及び理由」第2の2及び3に記載のとおりであるから,これを引用する(以 下,原判決を引用する場合,「原告」を「控訴人」と,「被告」を「被控訴人」と,それ ぞれ読み替える。)。

(原判決の補正)

- (1) 原判決3頁25行目の「原告」を「控訴人(昭和38年11月2日生)」と改める。
- (2) 原判決 5 頁 1 3 行目の「被告 < 兄>」から同頁 1 4 行目の「という。)」までを「被控訴人 < 兄>ら」と改める。
- (3) 原判決5頁で17行目の「803号室」を「607号室」と改める。
- (4) 原判決15頁1行目の「当庁」を「東京地方裁判所」と改める。
- (5) 原判決27頁9行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「(4) 消滅時効の抗弁の成否

ア 被控訴人<兄>ら

仮に被控訴人<兄>らに不法行為責任があるとしても、被控訴人<兄>らは、平成18年に控訴人が3回目の断食を終えた後、控訴人に対し、荻窪フラワーホームを出て行くように言って、控訴人の自由にしてよいと伝え、控訴人は、遅くともこの頃には自由に荻窪フラワーホームから出て行くことができたのに、同人の意思で出て行かなかったのであるから、被控訴人<兄>らの不法行為はその頃には終了したものというべきである。

そして、控訴人は遅くとも平成18年12月末日までには荻窪フラワーホームを出て行くことができたから、控訴人の被控訴人<兄>らに対する損害賠償請求権の消滅時効も同時期から進行を開始し、本件訴訟が提起された平成23年1月31日までに既に3年が経過している。被控訴人<兄>らは消滅時効を援用する。

イ 控訴人

被控訴人<兄>らが、3回目のハンガーストライキ(断食)を終えた控訴人に対し、「もう出て行ってもいい」という意味の言葉を述べたことはあったが、控訴人に対する監視や部屋の施錠を解いたわけではなかった。

しかも、控訴人は、当時、栄養失調状態にあって、所持金もなく、長年監禁されていて他に居住する場所もない状態であり、被控訴人<兄>らから転居に必要な資金等を提供されたこともないから、平成18年頃に被控訴人<兄>らが控訴人を解放したとはいえない。被控訴人<兄>らの不法行為は、控訴人が解放された平成20年2月

10日まで継続していた。したがって、平成18年12月末日までに不法行為が終了 したことを前提とする消滅時効の抗弁は理由がない。」

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、控訴人の被控訴人<兄>らに対する請求は、2200万円及びこれに対する遅延損害金の限度で、被控訴人宮村に対する請求は、1100万円及びこれに対する遅延損害金の限度で、被控訴人松永に対する請求は、440万円及びこれに対する遅延損害金の限度で、それぞれ理由があり、被控訴人法人に対する請求には理由がないものと判断するが、その理由は、次項以下で述べるとおりである。
- 2 証拠及び弁論の全趣旨により認めることができる事実は、原判決を次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」第3の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

- (1) 原判決27頁14行目の「153,」の次に「176, 192,」を, 同頁15行目の「乙イ41,」の次に「乙イ54,」を, それぞれ加える。
- (2) 原判決 3 1 頁 2 3 行目の [①] を「<1>」と、同行目の「②」を「<2>」と、同頁 2 4 行目の「③」を「<3>」と、同頁 2 5 行目の「④」を「<4>」と、同行目の「⑤」を「<5>」と、同頁 2 6 行目の「⑥」を「<6>」と、それぞれ改める。
- (3) 原判決32頁2行目全文を「(i) 上記〈1〉の部分」と、同頁7行目全文を「(ii) 上記<2>の部分)と、同頁13行目全文を「(iii) 上記<3>の部分」と、同頁15行目全文を「(iv) 上記<4>の部分」と、同頁24行目全文を「(v) 上記<5>の部分」と、同33頁13行目全文を「(vi) 上記<6>の部分」と、それぞれ改める。
- (4) 原判決33頁24行目の「前記i」を「上記i」と改める。
- (5) 原判決44頁21行目の「仕方などを指導をしていた。」を「仕方などを指導していた。」と改める。
- (6) 原判決45頁1行目の「被告ら」を「被控訴人<兄>ら」と改める。
- (7) 原判決46頁15行目の「約63キログラム」を「約50キログラム」と改める。
- (8) 原判決48頁22行目の「<兄>らが及び」を「<兄>ら及び」と改める。
- 3 これに対し、控訴人はもとより、被控訴人<兄>ら及び被控訴人宮村も、原判決における当事者その他の人物の動静や言動、パレスマンション多門、荻窪プレイス及び荻窪フラワーホームでの様子等に関する前記2(補正後の原判決引用部分)の認定事実(以下「前記認定事実」という。)は誤りであると主張し、当審において追加の書証を提出するなどしている。

しかしながら、本件の中心な争点は、平成7年9月11日から平成20年2月10日

までの約12年5か月間、実家からパレスマンション多門へ、パレスマンション多門か ら荻窪プレイスへ,荻窪プレイスから荻窪フラワーホームへ,それぞれ移動した機会の ほかは、これらの場所から全く外出することもなく、電話その他の通信手段を用いて外 部と連絡することもなかった控訴人について、刑法上の監禁と評価されるべきか否かは ともかく、控訴人が主張しているように、控訴人の意思に基づかずに強制的に行動の自 由が制約されたものであったのか,それとも,被控訴人らが主張しているように,控訴 人の任意の意思に基づく滞在であったのかであって、被控訴人らから違法性阻却事由、 例えば、控訴人の意思に反して上の部屋等に控訴人を滞在させたものの、それは控訴人 において犯罪行為などの違法行為に及ぶ明白かつ現在の危険があり、これを避けるため に必要なものであったなどとの主張がなされているわけではない。しかも、控訴人も被 控訴人<兄>らも,本件で対象となる平成7年9月11日からの控訴人自身の脱会説得 等の前から,統一教会の信者の脱会活動をめぐる攻防の渦中にあり,被控訴人<兄>自 身, 父親である亡<父>らの脱会説得によって統一教会の信者から脱した経緯があり, 控訴人も, 本件以前にも脱会説得等を受けた経験があって, 双方が脱会の説得をめぐっ て様々な方策や対策があることを熟知しつつ、駆け引きを交えながら継続的なやり取り が行われていたものであり、個々の事実だけを取り上げてその真意や当否を論じること は相当ではないが、既に過去の経緯等についても必要な範囲で当事者双方から主張立証 がなされており、改めて主張立証の範囲を拡大しなければならないものではない。いず れにしても、以下では、そのような観点をも踏まえつつ、監禁か否かをめぐる双方の主 張について検討する。

もっとも、被控訴人宮村は、上記の不法行為責任の有無を判断するに当たっては、より詳細に統一教会の活動の実態等に関する事実を認定することが不可欠であると主張しているが、日本国憲法20条1項は、信教の自由は、何人に対してもこれを保障すると定めているから、ある宗教の教義がどのようなものであったとしても、それが直接対外的に他の人々や他の団体等の権利や自由を侵害したり、危害等を加えたりするものでない限り、他から干渉されない自由が保障されているものである。裁判所は、ある団体の活動が他の人々や他の団体等の権利を違法に侵害したり、危害等を加えたりする場合には、そのような違法行為等を規制する法令等の定めるところに従い、外形的な行為について、一定の法律判断を行うことがあるとしても、その宗教団体の教義の内実自体の当否を判断するようなことは、もともと日本国憲法が予定するところではない。

したがって、統一教会の諸活動が我が国の他の法令等に違反し、許容されないものである場合には、その行為の当否等について、別途、民事、刑事の裁判手続で個別的に判断されるべきものであって、その信仰の自由の問題とは分けて考えられるべきものであるところ、本件では、統一教会から脱会するよう説得することや、そのために信者である控訴人を一定の施設に滞在させたことなどが違法か否かが問題とされているものであって、統一教会の違法な活動等によって何か損害を被ったとする被害者において、統一

教会の活動の当否について責任を追及しているものではないから、統一教会の活動等の 実態に関する事実は、上記脱会問題の当否を検討するに必要な限度で認定すれば足りる というべきである。しかも、控訴人宮村も、被控訴人〈兄〉らの行為が控訴人の意思に 基づかない身体の拘束であり、監禁であることを前提として、具体的に違法性阻却事由 が存在しているなどと主張しているものではないから、前記認定事実に加えて、更に統 一教会の活動等の実態に関する事実というものを付加する必要は認められないというべ きである。

- 4 被控訴人<兄>らの控訴人に対する不法行為の成否について
- (1) 平成7年9月11日のパレスマンション多門に向かった移動について
- ア 前記認定事実によれば、控訴人が亡<父>宅から被控訴人<兄>らが用意したワゴ ン車に乗るまでの短時間に、被控訴人<兄>らが控訴人を拉致し又は逮捕したといえ るか否かはともかく,控訴人は,被控訴人<兄>らから,亡<父>宅から場所を移動 して話合いをすることを告げられたものの、具体的な行き先は伝えられておらず、家 族以外の者が待機する中、セダンなどよりも乗車人数の多いワゴン車に乗るよう指示 され、これに乗り込んだところ、他者に挟まれる形で後部座席中央に座わらされ、新 潟までの走行中、休憩などのため途中下車することもなく、排尿又は排便の際も複数 名が乗車するワゴン車内のポータブルトイレを使用するよう求められ、そうせざるを 得なかったというのであるから、少なくとも新潟に向かう途中において、控訴人は、 ワゴン車から降りることが不可能又は著しく困難な状態に置かれ、行動の自由を制約 されていたものとみるのが相当である。仮に新潟に向かう途中に,給油のために一時 停車することがあったり、控訴人において、かつて被控訴人<兄>自身が脱会説得の ためにワゴン車に乗せられた時のような強い抵抗を示さなかったものとしても、それ は、それまでの脱会活動をめぐる説得者側と統一教会信者側との攻防によって培われ た駆け引きの一環と考えるのが相当であって、控訴人がワゴン車に乗せられる時に強 い抵抗を示さなかったこと自体、むしろ控訴人において逃亡の機会をうかがっていた ものと考える方が自然であるから、控訴人が強い抵抗を示さなかったことをもって、 控訴人が自由かつ任意の意思で、被控訴人<兄>らの説得に応じようとしていたもの とみることはできない。
- イ しかも、上記のとおり、被控訴人<兄>らにおいて、ワゴン車内にボータブルトイレを用意していたのは、それまでの脱会説得活動等において、説得を受けている統一教会の信者がトイレに行きたいなどと言って逃走した例があることを踏まえ、説得のためには、そのような説得対象者の自由な行動を一定限度で制約することが必要であるとの考えに基づき、トイレを理由に下車させないためにあらかじめポータブルトイレを用意していたものと推認されるところ、本件では、控訴人がワゴン車に乗り込み、同車が新潟に向けて走行を開始し、その途中で控訴人が尿意を催してトイレ休憩を求

めたのに、被控訴人<兄>らは、これに応じようとせず、車内に用意したポータブルトイレを使用するよう求めるなどしたものであり、この時点において、当初の計画どおり、控訴人の自由な行動を制約することが外形的にも明らかになったものと認められるから、被控訴人<兄>らによる控訴人に対する行動の自由の違法な制約が開始されたものと認めるのが相当である。

- (2) 平成7年9月11日から平成9年6月22日までのパレスマンション多門における滞在について
- ア 前記認定事実によれば、控訴人は、パレスマンション多門に滞在するようになってあまり時間が経っていない平成7年12月頃に統一教会宛ての脱会届を作成するなどし、更に平成8年3月頃には脱会を決意するに至った経緯に関する手記も記すなどしており、これだけを見れば、控訴人において、被控訴人<兄>ら又は被控訴人松永の説得に応じて統一教会を脱会する意向を示しており、パレスマンション多門での滞在も控訴人の任意の意思に基づく滞在ではないかとうかがわれないわけではない。しかし、パレスマンション多門に移動した当初は、被控訴人<兄>らだけではなく、両親や<O(親戚の叔父)>も同マンションに滞在し、控訴人は、家族らが滞在する部屋を通らなければ玄関に出られない部屋に置かれていただけではなく、控訴人が起居している部屋から容易に飛び降りて逃走することは困難であったとうかがわれ、外部と連絡を取ることもできない状況であったと認められるから、家族や被控訴人<兄>らは、控訴人が自由に外出したり、外部と連絡を取ったりすることを制限するための監視役であったことが明らかであり、控訴人は、行動の自由を制約されていたものといえる。
- イ しかも、本件では、被控訴人<兄>らや被控訴人松永は、控訴人が上記の統一教会から脱会するとの各書面を作成したにもかかわらず、控訴人を解放してはいないのであって、控訴人を解放しなかったことが、結果的に、それまでの期間の控訴人のパレスマンション多門での滞在も、控訴人の任意の意思に基づくものではなく、被控訴人〈兄〉らや被控訴人宮村らの強制によるものであることを推認させる。なぜならば、被控訴人〈兄〉や被控訴人宮村は、それまでの脱会説得をめぐる一連の攻防の中で、説得に応じて脱会したかのように見せかけて、その信者を自由にした途端、再び統一教会の施設に逃げ込むというケースがあることを熟知していたため、パレスマンション多門での控訴人の様子を観察していた結果をも加味して、控訴人が上記各書面を作成したのはやはり逃げ出すための見せ掛けではないかと疑っていたからこそ、上記各書面の作成後も控訴人を解放しなかったものと考えられるが、そうであるならば、控訴人が統一教会から脱会するとの意思を示す以前には、なおのこと、控訴人の行動の自由を制約してでも脱会のための説得が必要だと考えていたであろうことを容易に推認させるからである。
- ウ また、仮に、控訴人がパレスマンション多門から外出しなかったり、外部と連絡を

取らなかったりしたのは、控訴人が単にそれを望まなかったからで、被控訴人<兄> らが強制したものではないと考える余地がないわけではないとしても、パレスマンシ ョン多門に長期かつ任意に滞在するのであれば、そこを住所地とする住民票の異動の 届出であるとか、国民年金や国民健康保険等の公租公課の支払、国政選挙又は地方選 挙における投票権の行使、時期によっては運転免許証の更新等、社会生活又は市民生 活を送る上で必要な措置を採るため自ら外出すべき機会は多様にあり得るし、それま での生活で使用していた身の回りの荷物等の引取りも必要になるところ、被控訴人< 兄>と亡<父>は、控訴人の荷物を引き揚げるために統一教会の施設を訪れており、 通常であれば、必要な荷物の選別等のために控訴人本人を同行するのが効率的である のに、控訴人を同行することはなかったのであって、そのことも、仮に控訴人を同行 したならば、統一教会の施設に着いたところで、控訴人が統一教会に戻ったままとな ってしまうことを被控訴人<兄>らが危惧していたものと推認することができる。な ぜなら、控訴人は、これより前にも昭和62年頃に脱会の説得を受けたことがあり、 同年11月下旬頃には、トイレに行くと告げて荻窪栄光教会から統一教会のホームに 戻ったことがあるため、被控訴人<兄>らにおいても、控訴人を常時監視していなけ れば、その場から逃走して再び統一教会のホームに戻ってしまう可能性があることを 十分に認識していたからである。

なお、被控訴人<兄>らは、健康管理等のために控訴人に外出を勧めたにもかかわらず、控訴人があえてこれを拒絶して外出をしなかったと主張するかのようであるが、上記のように常時監視していなければ控訴人は統一教会の施設に戻ってしまうのではないかと危惧していた被控訴人<兄>らが、それにもかかわらず、控訴人に自由な外出を勧めたりしていたとするのは明らかに矛盾であるから、採用することは困難である。ちなみに、仮に控訴人が任意に自由な意思で留まっていたのであれば、気分転換の散歩や買い物などのために外出したとしても、所用が済めば任意にパレスマンション多門に帰ってくるはずであるから、控訴人の外出を制限する理由はないこととなるが、控訴人作成の陳述書(甲9)にもあるとおり、被控訴人<兄>らは控訴人の外出を認めなかったものであるから、被控訴人<兄>らが控訴人の自由を制約してパレスマンション多門に監禁していたものと評価するのが相当である。

エ そうすると、控訴人のパレスマンション多門における滞在は、控訴人の父親である亡<父>の意思に沿うものであり、親子兄弟の情愛に根ざして始められたものであるとは認められるものの、控訴人は、昭和38年11月2日生まれの成人男性で、平成7年9月11日当時、既に31歳で、特に他者の介護や補助を受けなければ日常生活等に支障があるという状態ではなかったことは明らかであるから、親兄弟といえども、控訴人を別個独立の人格を有する個人として十分に尊重しなければならないことは当然のことであり、控訴人の信じている宗教の内容が親兄弟の考え方と異なるからといって、任意の説得の範囲を超え、有形力を行使して、その自由な意思や行動を制約し、

強制的に統一教会からの脱会を迫ることは、もはや社会的に許されている親子兄弟に よる任意の説得の範囲を超えるものであって違法であり、客観的には監禁と評価され ても致し方のないものであったと認めるのが相当である。

(3) 平成9年6月22日の荻窪プレイスに向かった移動について

また、前記認定事実によれば、平成9年6月22日にパレスマンション多門から亡く 父>宅に向かう際には、控訴人は、この先、荻窪プレイスに滞在する予定であることを 告げられることもなく、家族以外の者を含めた複数名(うち成人男性3名)でワゴン車 に同乗しており、しかも、運転免許証や財布、現金等の身の回りの品を所持していない 状態であって、その状況は、控訴人が亡く父>宅で同人の遺体と対面した後、荻窪プレ イスに向かう時も同様であったとうかがわれる。そうすると、控訴人は、新潟のパレス マンション多門で行動の自由を制約されていたところ、亡く父>の死亡により実家に戻 ったのも東の間、移動先を告げられたり、その承諾を求められたりすることもなく、も ちろん、控訴人が同意することもないまま、被控訴人く兄>らの指示により、次の滞在 先となる荻窪プレイスに連れて行かれたものであるから、この時点においても、控訴人 の承諾もないまま、被控訴人く兄>らによって控訴人の行動の自由に対する制約が続け られ、違法状態が継続していたものと認めるのが相当である。

- (4) 平成9年6月22日から同年12月頃までの荻窪プレイスにおける滞在について
- ア 前記認定事実によれば、荻窪プレイスも、構造上、控訴人が起居している部屋から 玄関に向かうためには、被控訴人<兄>らや<母>が使用している部屋を通る必要が あったが、部屋には常に誰か家族が滞在していて、控訴人の行動を逐一確認していた だけではなく、控訴人が起居している部屋から容易に飛び降りて逃走することは困難 であったとうかがわれ、控訴人が外部と連絡を取るための電話等も利用できない状況 であったことは、パレスマンション多門に滞在していた時と同様であった。しかも、 控訴人は、パレスマンション多門に財布や現金を残したまま移動したものであるが、 それらの身の回りの所持品が控訴人に渡されたことを認めるに足りる証拠はない。そして、控訴人は、亡<父>の葬儀のために外出することもなく、被控訴人<兄嫁>及び被控訴人<妹>も葬儀に列席しないで荻窪プレイスに留まっていたものであり、上 記のような部屋の構造や起居の状態等を勘案するならば、控訴人は、常に家族によって行動を監視され、荻窪プレイスから外出したり退出したりすることを、事実上、不可能又は著しく困難にされていたものであって、行動の自由を違法に制約されていたものと評価することができる。
- イ もっとも、上記のような状況は、被控訴人<兄>らからすれば、新潟から東京都内に移動してきた控訴人の所在を統一教会の関係者が知り、控訴人を奪回しようとすることを防ぐためにやむを得ないものであったということになるのであろうが、控訴人は平成9年6月22日当時、既に33歳の成人男性であって、その身体状況や判断能力等において、他者の介護や介助を必要とする状況でもないから、仮に統一教会の関

係者が控訴人との面会を求め、その結果、控訴人が統一教会に戻りたいというのであれば、控訴人のそのような選択は十分に尊重されるべきものであって、兄弟、親族といえども、それを妨げることは不当である。しかも、仮に控訴人において、任意に获窪プレイスでの滞在を続けたいと希望し、統一教会の下に戻らないと決めていたというのであれば、控訴人の外出を制限し、亡〈父〉の葬儀に欠席させなくてもよかったはずであるし、仮に統一教会の関係者が何らかの強行的な手段に訴えて控訴人を統一教会の施設等に連れ去ろうとしても、近所には統一教会からの脱会を働きかけている他の人たちも居て頻繁に获窪プレイスを訪れるなどしており、その人たちに連絡して援助を求めたり、必要があれば警察に通報するなどして、対応することができないわけではなかったものと認められる。それにもかかわらず、被控訴人〈兄〉らが上記認定のような控訴人に対する監視を続けていたということは、監視していなければ控訴人が逃走してしまうことを懸念していたことを示すものであって、荻窪プレイスでの滞在が控訴人の自由な意思に基づくものではなく、そのことを被控訴人〈兄〉らが十分に認識していたことを推認させるものである。

- ウ そうすると、荻窪プレイスでの滞在についても、やはり控訴人の行動の自由を制約 することを主な目的としてなされたものと考えるのが自然であり、被控訴人<兄>ら によって、控訴人の行動の自由に対する違法な制約が継続していたものと認めるのが 相当である。
- (5) 平成9年12月頃の荻窪フラワーホームに向かった移動について 前記認定事実によれば、平成9年12月頃に荻窪プレイスから荻窪フラワーホーム

に向かう際には、控訴人の家族の外、被控訴人<兄>の知人3名を含めた複数名が立ち会っており、また、控訴人が財布や現金等を所持していなかったことは荻窪プレイスに向かう移動の時と同様であったと認められるから、荻窪フラワーホームに向かう移動についても、控訴人に対する行動の自由の違法な制約が継続していたものと認めるのが相当である。

- (6) 平成9年12月頃から平成20年2月10日までの荻窪フラワーホームにおける滞在について
- ア そして、更に、平成9年12月頃には、控訴人は荻窪フラワーホームに移動しているが、この荻窪フラワーホームおいても、常時、控訴人の外に家族が滞在し、構造上、控訴人が起居する部屋から玄関に向かうためには被控訴人〈兄〉らや〈母〉が使用していた部屋を通る必要があったこと、荻窪フラワーホームの部屋も、容易に飛び降りて逃げ出すことは困難であったとうかがわれること、このような状況下で、控訴人は全く外出することも外部と連絡を取ることもしなかったことなどはパレスマンション多門や荻窪プレイスにおける滞在と同様である。しかも、この間、控訴人が偽装脱会をしていたことを告白した後には、控訴人は荻窪フラワーホーム

から退出しようとするところを取り押さえられたり、平成16年、平成17年、平 成18年にそれぞれ断食をしたりするなどして、事実上の拘束状態にある現状に対 する不服の意思を表示するなどしていたものと認められる。これらの事実を勘案す るならば、控訴人は、被控訴人<兄>らによって荻窪フラワーホームから自由に外 出したり、退出したりすることを妨げられ、行動の自由を制約されていたものとい え,このような状況は,荻窪フラワーホームで同居していた<母>が内科,整形外 科, 眼科等の病院に通い, 被控訴人<妹>も病院やスポーツクラブに通っていた状 況(乙イ1)と比べても対照的である。このような状況下で、設備点検その他の機 会に第三者が荻窪フラワーホームに立ち入ることが皆無ではなく、その際、控訴人 において、その第三者に対して助けを求めることはなく、控訴人とは体格差のある 被控訴人<妹>や<母>に対し直接的に有形力を行使するような手段によって荻窪 フラワーホームから退出しようとすることもなかったとしても、それは、控訴人に おいて、それまでの経験や近隣に脱会説得の関係者が存在している状況等からして、 安易に抜け出そうとしても阻止されてしまい、かえって監視が厳しくなるなど逆効 果であることを熟知していたからであって、控訴人において任意に荻窪フラワーホ 一ムに滞在する意思を有していたことによるものではないというべきである。

- イ なお、上記の断食について、被控訴人<兄>らは、日頃、控訴人は、ノートやボ ールペン、シャープペンの芯や赤鉛筆、青鉛筆などの欲しいものがあると、これを メモ書きにして<母>に渡し、被控訴人<妹>が要求された品を控訴人に渡してい たが、平成17年4月頃、控訴人が<母>に対して韓国語のテキストを所望したも のの、<母>や被控訴人<兄嫁>及び被控訴人<妹>からこれを拒絶されたため、 立腹して2回目の断食を始め、その後の平成18年4月頃にも、控訴人が<母>に 対しノートが欲しいと何度か頼んだものの、被控訴人<妹>からこれを拒絶された ため、3回目の断食を始めたものであると主張し、被控訴人<妹>作成の陳述書(乙 イ47)にもおおむね同旨の記載があるところ、そもそも上記のような書籍やノー トは、高価な品とか何か特別な品というわけではなく、一般に相応の価格で容易に 入手することができる物であり、控訴人に行動の自由があったのであれば、ちょっ と外出して近隣の文房具店や書店等に出向くなどして買い求めれば足りたはずであ るから、上記のことは、控訴人が<母>ら家族に依頼して書籍やノートを入手する しかない状況に置かれていたことや、それも拒絶されていたことを示すものであっ て、荻窪フラワーホームにおける被控訴人<兄>らによる控訴人の行動の自由に対 する制約が、著しいものであったことを裏付けているものである。
- ウ また、控訴人の供述等によれば、上記3回目の断食の後、被控訴人<妹>は、控 訴人に対し、約70日間にわたって流動食を用意し、その後も控訴人と同様の身長 のある一般の成人男性に必要とされるカロリーに満たない食事を供していたことが 認められるが、被控訴人<妹>において十分な栄養学等の知識があったとか、提供

された食事が医学上又は栄養学上の専門的な知見に基づく控訴人の身体状況等に相応しい食事であったことなどを認めるに足りる証拠はない。しかも、被控訴人<兄>らは、断食中の、あるいは断食を終えた控訴人について、医師の診察を受けさせたりしたことはなく、それ以前にも、控訴人を事実上、拘束状態に置いていたにもかかわらず、その体調を心配して医師の診察を受けさせたりしたこともないのであって、そのような一連の被控訴人らの行為等によって、その後、平成20年2月10日に荻窪フラワーホームから解放された時には、身長182センチと長身で約70キログラム程度あった控訴人の体重は、多くとも約50キログラム程度に低下し、全身筋力低下、廃用性筋萎縮症などと診断されるまでになっていたことが認められる。これらの事情は、被控訴人<兄>らの控訴人に対する行動の自由の制約が、控訴人の体調等について十分に配慮してなされたものではなく、控訴人の健康を損なわせる結果になっていたことを示すものであって、荻窪フラワーホームにおける滞在についても、控訴人に対する行動の自由の違法な制約が継続し、拘束が長期化する中で、控訴人の体調等に対する管理や配慮が十分ではなく、違法性の高いものになっていたと認めるのが相当である。

エ もっとも、被控訴人<兄>らは、平成10年頃から控訴人に対して何度も荻窪フラワーホームから出て行くよう言ったのに、控訴人が自ら出て行こうとしなかっただけであると主張しており、なるほど、少なくとも平成18年4月に3回目の断食を行った後に、被控訴人<兄>らが控訴人に対してそのような発言をしたことや、また、平成20年2月10日に控訴人が荻窪フラワーホームから退出するに至った際にも、被控訴人<兄>と<母>が控訴人に対し出て行くよう求め、出て行こうとしない控訴人を被控訴人<兄>らが荻窪フラワーホームの外に押し出したものであることは、控訴人も認めているところである。

しかしながら、当時、控訴人には何らの身の回りの品も渡されておらず、控訴人は所持金もなく、外出着も着ていないまま、荻窪フラワーホームを退出させられたことが認められるが、そもそも控訴人は、平成7年9月11日に行動の自由を制約されて以来、約12年5か月もの長期間、全く外出することもなく、ただ狭い部屋に監禁状態にあって、社会的生活への適応能力が著しく減退させられていたものであるのに、被控訴人<兄>らは、控訴人に対して所持金も与えず、住居等も用意しないまま、ただ追い出しただけであるから、そのことは、それまで何回か被控訴人<兄>らが控訴人に対して荻窪フラワーホームから退出するよう求めたといっても、上記と同様に、控訴人に対して何の所持金も与えず、当面の衣食住を確保するための方策も講じてやらないまま、出て行けというだけであったと推認することができるのであって、そのようなことは、長期間にわたって自由を制約され続け、生活の手段を断たれ、すぐには行き場のない控訴人をただ困らせるだけのものであり、控訴人が荻窪フラワーホームを退出することができなかったのも、もっともなことで

ある。

結局、そのような所持金も与えず、生活の場も確保してやらず、ただ出て行けと言っただけの被控訴人<兄>らの行為は、真摯に控訴人の行動の自由を回復させようとしてなされたものと認めることはできないのであって、困れば自分から戻って来るであろうなどという考えでなされたともうかがわれるのであるから、控訴人が直ちにこれに従わなかったとしても、控訴人の行動の自由が違法に制約され続けていたことと何ら矛盾するものではない。

また、被控訴人<兄>らは、控訴人は、控訴人提出の書証(甲9,57の3等)からも明らかなように、日常、部屋の中で運動に努めており、平成20年2月10日に出て行くよう求めた時にも控訴人には十分な体力があったなどと主張しているが、一般に室内における運動に努めたからといって殊に10年を超える長期間にわたり健常な体力が維持されると認めるのは困難であるほか、前記認定事実のとおり、控訴人は、退出後、全身筋力低下等の診断を受け、同月11日から同年3月31日まで一心病院に入院して治療を受けていたことなどの事実に照らしても、上記の主張を採用することはできない。

(7) 前記認定事実とこれまでに述べたところを併せ考えるならば、被控訴人<兄>らについては、もともとは父親である亡<父>の強い希望に基づき、親子兄弟の情愛に基づいて控訴人の統一教会に対する信仰を放棄させ、その真意に基づいて統一教会を脱会させようとしたものであって、社会的には、そのような動機には十分に汲むべきものがないわけではないが、そうはいっても、控訴人は被控訴人<兄>らによって新潟に連れ去られた平成7年9月11日の時点において、既に31歳の成人男子であって、その意思能力や身体状況等において、被控訴人<兄>らが問題とする統一教会の信者であるという一点を除いては、特段の問題は認められなかったのであるから、これまで認定した被控訴人<兄>らの控訴人に対する行為は、控訴人の信仰を放棄させるためになされた有形力の行使であって、しかも、控訴人の任意の承諾に基づいてなされたものではないから、違法なものといわざるを得ない。

しかも、被控訴人<兄>らの控訴人に対する監禁等は計画的なものであって、その後、平成20年2月10日まで、約12年5か月の長期間にわたって継続されたものであり、控訴人に重大な被害が生じたことも明らかである。

これに対し、被控訴人<兄>らは、被控訴人<兄>らの家族が控訴人と同居していたのは、控訴人と話し合う場所と機会を十分に確保し、いわばマインドコントロール下にある控訴人に改めて冷静に考える時間を与えるためであって、棄教そのものを目的としてなされたものではないなどと主張しているが、わざわざ東京都内から新潟市内のパレスマンション多門に連れ去り、その行動の自由を著しく制約し、父親の死後、東京都内に戻ったものの、統一教会からの脱会に反復継続的に関与している被控訴人宮村又はその関係者の斡旋等により、事実上、そのための施設として使われている荻

窪フラワーホームなどにおいて、異常な長期間にわたって身の回り品等を取り上げた上、行動の自由を制約し続けたものであって、本当に控訴人に対して冷静に考えさせるだけであれば、これほど長期間にわたって控訴人の行動の自由を著しく制約する必要はなかったというべきであるから、本件で認定されている被控訴人〈兄〉らの一連の行為は、控訴人に対し、統一教会に対する見方を改め、その真意に基づいてその信仰の誤りを認めさせ、統一教会から脱会させることを目的として、計画的になされたものであることは明らかであって、控訴人においても、そのことを十分に理解していたからこそ、互いに根比べのような状態となって、これほどまでに長期化したものと認められる。

また、被控訴人<兄>らは、控訴人が上記の期間、パレスマンション多門や荻窪プレイス、荻窪フラワーホームに滞在したのは、控訴人が「氏族メシア」などの統一教会の教義に従い、家族を救済する目的の下に居座り続けたためであるなどと主張し、当審において追加書証(乙イ48、49)を提出するなどしているが、本件では、そもそも被控訴人<兄>ら自身が統一教会の元信者であって、父親である亡<父>や被控訴人宮村らの説得等を受けて統一教会から脱会したものであり、控訴人においても、そのことは十分に承知した上で、被控訴人<兄>らによる脱会のための説得に負けまいとしていただけで、事実上、被控訴人<兄>らによって全てを奪われた状態であった控訴人が被控訴人<兄>らを説得するなどということは不可能な状態にあったことは明らかである。また、仮に控訴人が上記の目的を抱いていたものとしても、10年を超える期間、一歩も外出せず、全く外部と連絡を取らずにこれを遂行する理由もないのであるから、被控訴人<兄>らの上記主張を採用することはできない。

(8) なお、被控訴人 < 兄 > らによる控訴人に対する不法行為は、上記のとおり、平成2 0年2月10日まで継続していたものと認めることができるから、平成18年12月 末日までには不法行為が終了していたことを前提とする被控訴人 < 兄 > らの消滅時効 の抗弁には理由がない。

5 被控訴人松永及び被控訴人宮村の控訴人に対する不法行為の成否について

(1) 前記認定事実によれば、被控訴人松永及び被控訴人宮村は、昭和62年に開催された原対協の発足準備会や発足会に参加し、被控訴人松永は、「説得者の許可なく外出はさせない。必ず逃げるから。」、「外部との関係をシャットアウトする。」等、そこで聴いた信者の説得方法に関する内容をメモ書きにしているところ(甲98の3)、これについては被控訴人宮村も同様の話を聴いていたものと認めることができる。そして、被控訴人松永については、相談に訪れた家族に実際に見せたものであるかどうかは不明であるが、同年10月頃に脱会説得のためのビデオを作成し、その中で、信者を説得する際には、電話線を切っておく必要があること、風呂に入るふりをして逃げたり、トイレの窓から逃げたりすることがあるので注意をする必要があること、玄関ドアに

は鍵を掛ければ足りるが、窓については逃走の際の出口として注意が向きにくいから 留意をすることが必要であるなどと語っているほか(101の1ないし3)、被控訴人宮 村については、水茎会の主宰者であるかどうかはともかくとしても、同会に関与する 中で、同様の話に多数回又は複数回接していたものと推認することができる。

そして、前記認定事実によれば、亡く父〉は、被控訴人宮村ら水茎会関係者等の力を借りて、昭和62年頃、被控訴人<兄〉を統一教会から脱会させ、被控訴人宮村は、自ら経営するタップにおいて被控訴人<兄〉を雇用する一方、被控訴人<兄〉ら及び両親は、平成7年夏頃まで水茎会に通い、その後は新津教会に通うなどして、被控訴人松永や被控訴人宮村に相談するなどした上、控訴人に対する脱会説得の準備を進め、同年9月11日に被控訴人<兄〉らが亡く父〉と共に、控訴人を新潟のパレスマンション多門に連れて行き、そこで控訴人の自由を制約して、統一教会からの脱会を説得するようになったものである。

そして、被控訴人松永は、わざわざ新潟のパレスマンション多門に出向いて、同年10月頃から週2、3回の頻度で控訴人と面談をしていたものであり、また、被控訴人宮村は、被控訴人<兄>に対して荻窪フラワーホームを紹介するなどして、被控訴人<兄>らが長期間にわたって控訴人の拘束を可能とする場所の提供に関与しただけではなく、荻窪フラワーホームにおいて、平成10年1月頃から同年9月頃までの間、合計73回にわたり控訴人と面談し、統一教会の教義の誤りなどを指摘するなどして、控訴人に対して統一教会から脱会するように働き掛けたものである。

(2) 上記のところによれば、平成7年9月11日から平成20年2月10日までの被控 訴人<兄>らによる控訴人に対する行動の自由の違法な制約について,仮に被控訴人 松永及び被控訴人宮村が主導的に計画し、かつ、これを指揮監督していたものとまで はいえないとしても、被控訴人松永は、キリスト教の牧師として、統一教会の教えが 誤りであり、脱会させることが宗教上も正当なものであると説くことにより、脱会活 動に精神的支柱を与える役割を果たしていただけではなく,様々な会合等において, 説得の際の注意事項として,対象の信者が逃げ出すことが多いので,逃げられないよ う十分に注意することが必要であるなどと話し、又はこれを聴いており、これらのこ とは、対象の信者の自由な意思を一時的に抑圧し、行動の自由を制約してでも、脱会 の説得をすることが必要であるとするのと同一であるから、ある意味では、統一教会 の信者に対して行動の自由を制約することを教唆していたものということもできる。 そして、被控訴人松永は、自らがその実行行為に直接関与することは避けようとして いたものであったとしても,本件について,被控訴人<兄>らが控訴人を東京都内か ら連れ去って新潟市内のパレスマンション多門に拘束して統一教会からの脱会を説得 するに際して, 少なくとも控訴人の行動の自由を制約する事態が生ずるであろうこと を承知しつつ、被控訴人<兄>らの上記行為を止めることはしなかったものである。 しかも、被控訴人松永は、控訴人が東京都内から新潟市内に連れて行かれ、パレスマ

ンション多門で事実上,行動の自由を制約された状態で脱会するよう説得されているところに,わざわざ何度も出向いて控訴人に対する説得を行うなどしており,そうすると,控訴人の自由が制約されていることを十分に理解した上で,被控訴人<兄>らの上記行為を黙認し,鼓舞して,被控訴人<兄>らが控訴人の自由を制約して脱会の説得をすることを幇助していたものとみることができるというべきである。

また、被控訴人宮村については、上記のとおり、被控訴人〈兄〉の脱会に積極的に関与し、同人に仕事を与え、同人の日々の活動全般を積極的に支援していたものであるほか、控訴人の拘束場所となった荻窪フラワーホームを紹介し、又は関係者により紹介させるなどして、被控訴人〈兄〉らが控訴人の自由を制約する拘束場所を提供し、又はこれに関与したものであって、被控訴人〈兄〉においても、被控訴人宮村の様々な支援がなければ、これはどの長期間にわたって控訴人を強制的に荻窪フラワーホームに留め置いて、説得活動を続けることは到底できなかったであろうと推認される。もちろん、被控訴人宮村自身が、荻窪フラワーホームにおいて、事実上、同所に監禁されている控訴人の状況を十分に認識した上で、極めて多数回にわたって控訴人と面談し、控訴人に対して統一教会から脱会するよう説得していたものであるから、被控訴人宮村においても、被控訴人〈兄〉らによる控訴人の拘束について、これを理解した上で幇助していたものと認めることができる。

そうすると、被控訴人松永も、被控訴人宮村も、その全てについてではないとしても、被控訴人<兄>らによる控訴人に対する自由の制約につき、-定の限度で共同不法行為責任を負うべきである。

(3) もっとも、被控訴人松永及び被控訴人宮村においては、原対協や水茎会で接したような違法といえる信者の身体の拘束に関わることを避けたいと考えていたと主張しているが、そうであれば、多くの事例に接し、関与していた両者としては、控訴人に対する面談の場所を、被控訴人松永であれば新津教会その他の場所にするとか、被控訴人宮村であれば新宿西教会その他の場所にするなどした上、控訴人の自由な意思に基づくものであることが確認できるような状況において行うべきであったのに、前記認定のとおり、被控訴人松永も被控訴人宮村も、いずれも控訴人が事実上監禁されていた場所に何度も出向いて、控訴人に対する説得を行っていたものである。

また、被控訴人松永及び被控訴人宮村は、控訴人との面談は控訴人が承諾して行われたものであり、控訴人の行動の自由が違法に制約されたことはないなどと主張しているが、控訴人は、過去にも統一教会からの脱会説得を受けたことがあり、また、統一教会の信者として、被控訴人松永や被控訴人宮村らの脱会活動の内容やそれに対する対処を熟知していた控訴人としては、同人らとの面談を拒絶することによって被控訴人<兄>らによる拘束等がかえって重くなり、逃げ出したりするのがますます困難な状況になることを予想して、ひとまず被控訴人松永や被控訴人宮村との面談に応ずるとの態度を取ったことは、十分に理由のあることである。実際、控訴人が原審にお

ける本人尋問で供述しているように、新潟のパレスマンション多門から荻窪の各部屋に移ったのは、実質的に監禁されてから約1年9か月も経過した後のことであって、そのような長期間にわたる拘束状態が続いたことにより、控訴人において当時の状況の下では面談に応ずるほかはないという気持ちになることは何ら不自然なものではないと考えられるから、上記の主張を採用することはできない。

また,被控訴人松永及び被控訴人宮村は,両名の面談は控訴人に対して棄教を強要 するものではなく、冷静に自分の頭で考えることができるように促していたものにす ぎないとも主張しているが,控訴人については,それまでにも脱会の説得を受けたこ とがあるものの、結局は逃げ出して脱会の説得に応じなかった経過もあるのであって、 被控訴人松永も被控訴人宮村も、そのことを承知の上で、控訴人が容易には脱会の説 得に応じないことを十分に予想していたものと推認することができるから,統一教会 の信仰を捨てることを強要したものではないとの同人らの主張をそのまま採用するこ とはできない。もちろん、同人らにおいて、統一教会の信仰は誤りであり、脱会する ことが控訴人の人生にとって必要なものであると考えることは,同人らの自由である が、そのことを実現するため行動に移して控訴人に脱会を説得するため、控訴人の自 由を制約することは、これまでにも述べたとおり、控訴人の個人の自由や尊厳を侵害 <u>するものであって,違法なものといわざるを得ない</u>。しかも,本件でもそうであった ように、控訴人において統一教会から脱会するとの意思を表示しても、それが真意に 基づくもので、確実なものと確認できるまで、引き続いて控訴人の拘束を続けていた ものであるから、結局、被控訴人<兄>らの行為はもとより、その幇助とみなされる 被控訴人松永や被控訴人宮村の行為についても、控訴人に対して統一教会の信仰を捨 てることを強要していたものといわざるを得ない。

(4) 上記のとおり、被控訴人松永も被控訴人宮村も、被控訴人<兄>らが控訴人を統一教会から脱会させるために本件の一連の行動を取ったことについて、教唆ないし幇助といわれても致し方のないような行動を取っており、被控訴人<兄>らと共同不法行為の責任を負うべきものというべきであるが、その一方において、本件では、控訴人の行動の自由を制約してでも控訴人を統一教会から脱会させることは、父である亡く父>の強い希望であったことは明らかであって、今回の控訴人に対する行動について、最も強い動機と利害関係を有しているのは、両親や被控訴人<兄>らの控訴人の家族であり、そのような行為を実際に実行し、12年5か月の長期間にわたって拘束を続けたのも両親や被控訴人<兄>らの家族が中心であって、被控訴人松永や被控訴人宮村らだけでそのようなことができたわけではないことも明らかであるから、被控訴人松永及び被控訴人宮村が被控訴人<兄>らと共同不法行為責任を負うといっても、その範囲や程度は異なるというべきであり、後に述べるとおり、慰謝料の額において、異なるものとするのが相当である。

6 被控訴人法人の控訴人に対する不法行為の成否について

被控訴人法人が被控訴人松永の不法行為につき使用者責任を負わないことについては、原判決64頁15行目の「証拠」から同頁26行目の「いうべきであり、」(ただし、これを「いうべきである。」と改める。)までに記載のとおりであるから、これを引用する。

7 損害額について

(1) 被控訴人<兄>らの不法行為について

ア 逸失利益

まず、控訴人の逸失利益につき、前記認定事実によれば、控訴人は昭和62年に統一教会のホームに戻った後はその信徒組織において専ら伝道活動や教育活動に従事する生活を送っており、平成7年当時においても同様の生活を送っていたと認められるところ、この間、控訴人がどれだけの収入を得ていたかについて明らかにする証拠がなく、控訴人が賃金センサス相当の収入を得られる蓋然性は立証されていないものといわざるを得ない(なお、本件では、控訴人の行動の自由が制約されていた間、控訴人が自ら生活費を支出していたとはうかがわれないので、この間の生活費の負担をどのように考えるのが相当か、問題がないわけではない。)。そして、被控訴人<兄>らの控訴人に対する行動の自由の違法な制約は、平成7年9月11日から平成20年2月10日までの長期間に及ぶものであり、この間の逸失利益の具体的な算定は困難であるから、控訴人に生じた損害の全体を慰謝料として算定するのが相当である。

イ 治療費

次に、治療費相当の損害が33万9110円であることは、原判決63頁6行目冒頭(ただし、同行目の「前記のとおり、」を「前記認定事実によれば、」と改める。)から同頁13行目末尾までに記載のとおりであるから、これを引用する。

ウ 慰謝料

控訴人は、約12年5か月間にわたり全く外出することができず、外部との連絡を取ることもできないなど、個人としての普通の社会生活や市民生活を営む機会を長期間にわたって奪われ、この間、統一教会に対する信仰を止めるように求められ、精神的な苦痛を受けていたであろうと推認することができるほか、平成20年2月10日に荻窪フラワーホームをいわば着の身、着のままで、所持金も持たずに退出し、全身筋力低下等により、平成20年3月31日まで入院治療を受けることを余儀なくされたものであることが認められる。もとより、これらの行為は、被控訴人<兄>らにおいて、もともと家族としての情愛に基づいて始められたものであることは否定できないとしても、これまでも述べたとおり、普通の判断能力を有する成人男性である控訴人について、いかに親や兄弟といえども、その意思を無視して、長期間にわたって拘束を続けることは、社会的に相当な限度を超え、違法なものといわざるを得ない。しかも、本件では、それ以前にも控訴人に対する統一教会からの脱会を求めて説得が行

われており、控訴人において、そのような説得に応じないことを明らかにしていたにもかかわらず、再び行われたものであって、その説得を始める時点において、控訴人が容易には脱会の説得に応じないことが予想されたからこそ、わざわざ東京都内から新潟市内に場所を移すなどしてなされたものであり、新潟に向かう当初から、控訴人の意思に反するものであったことは明らかであり、違法なものというべきである。

もっとも、本件で認定した一連の事実において、例えば被控訴人<兄>らが控訴人の手足を緊縛したり、鎖でつないだりするなど、控訴人に対して直接、物理的な拘束を加えたことを認めるに足りる証拠はないものの、身の回り品の一切を取り上げて、事実上、控訴人が自由に外出したりすることを著しく困難なものとし、長期間の制約を継続して、結果的に控訴人の抵抗の意思すら奪うような状態に置いたものであって、実質的に控訴人が行動の自由を奪われていた期間は、入院期間を含めて平成7年9月11日から平成20年3月31日までの約151か月間であるから、仮に、この期間、控訴人が交通事故等によって入院を余儀なくされていたとすると、その間の入院慰謝料の額は約1156万円程度になる。

他方、いわゆる刑事被告人等として自由を奪われていた者に対する被害補償の制度である刑事補償法による補償額等を考えてみると、「拘束の種類及びその期間の長短、本人が受けた財産上の損失、得るはずであった利益の喪失、精神上の苦痛及び身体上の損傷並びに警察、検察及び裁判の各機関の故意過失の有無その他一切の事情」を考慮して(同法4条)、1日1000円以上1万2500円以下の割合による額の補償金を支払うものとされているところ、平成7年9月11日から平成20年2月10日までの4536日にこれを機械的に当てはめると、その額は、453万6000円以上、5670万円以下となる。もっとも、同法が適用になる場合は、抑留及び拘禁等が基本的には適法な行為である反面、直接の物理的な拘束力が加えられ、家族の情愛等を前提とするものではないことなどの本質的な違いがあることから、仮に上記1日当たり4000円として計算すると、その額は1814万4000円となる。

そこで、当裁判所は、前記認定の事情に加えて、控訴人の逸失利益を具体的に算定することが困難であること、一方において、〈母〉及び被控訴人〈兄〉らは、控訴人の国民年金保険料等を立て替えて支払うなどして控訴人の社会保障につき一定の配慮はしていたこと(乙イ42ないし44)など、本件に現れた一切の事情を総合考慮して、控訴人の慰謝料としては、上記イの治療費相当の損害額をも合わせて2000万円と認めるのが相当と思料する。

エ 弁護士費用

本件訴訟の経過や事案の内容に照らし、被控訴人<兄>らの不法行為と相当因果関係のある弁護士費用の額は、200万円と認めるのが相当であり、そうすると、損害額の合計は、2200万円となる。

(2) 被控訴人松永及び被控訴人宮村の不法行為について

前記5で述べた事情やその他本件に現れた一切の事情を総合考慮すれば、被控訴人松 永については前記2200万円の5分の1に当たる440万円、被控訴人宮村について は前記2200万円の2分の1に当たる1100万円について、それぞれ被控訴人<兄 >らと連帯して賠償義務を負うものと認めるのが相当である。

8 結論

よって、控訴人の本件控訴に基づき上記と異なる原判決を変更し、被控訴人<兄>ら 及び被控訴人宮村の本件各控訴を棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第14民事部

裁判長裁判官	須	藤	典	明
裁判官	小	濱	浩	庸
裁判官	島	村	典	男

これは正本である。 平成 26 年 11 月 13 日 東京高等裁判所第 14 民事部 裁判所書記官 町田 幹